

# 近代の社会教育と神社・神職について

藤本 頼生

國學院大學の藤本です。どうぞ、よろしくお願いいたします。

先ほど田所先生からのお話もありましたが、かつて、ご縁がありました。田所先生が当時勤務されていた野田市の公民館にお伺いしたこともありまして、今回こういったシンポジウムで先生とご一緒させていただくことを洵にありがたく、嬉しく思っております。

さて、近代日本の社会教育をどう考えるか。この点、私自身は社会教育の研究者ではありませんので、神道学の立場から、神社・神職と近代というものと社会教育との兼ね合いでどう位置付けられるのかというのを今回のシンポジウムにあたり、考えてまいりました。田所先生のレジュメの中にありましたけれども、宮原誠一先生が社会教育の本質を考えるにあたり、社会

教育という言葉を単純に学校という公立私立の教育機関によらない教育活動ということを用いるならば、教育の原初形態はまさに社会教育ということであると指摘しています。その意味では近代的な学校教育とか社会教育の制度が整うまでの部分で、江戸時代からのいわゆる寺子屋とかいろいろあるもの、通俗教育と言われるものの側面から社会教育とか学校教育っていうものが発達していく間の部分での神社、神職の役割ということを中心にお話しすれば、田所先生からお話があった「上から」の社会教育、「下から」の社会教育といった、いわゆる民衆史としての社会教育とか、あるいは支配層っていう言葉もありましたが、「上から」「下から」の社会教育という双方の間で、社会教化という言葉も含めて、神社・神職との兼ね合いの中から考えられるのではと思っております。その点を踏まえて

お話しすれば、田所先生のお話とも少しリンクする話になってくるのかなというふうに思っております。

江戸期の通俗教育から国民教化と呼ばれる時代、あるいは社会教化、社会教育、学校教育、いわゆる教育っていうものをどう考えるかという話も先ほど田所先生のお話の中にもありますが、教育・教化との兼ね合いの中で神社や神職っていうものがどのような形であったのかということをお話すると、特に明治初期の様相から大正期、昭和の初期、さらには現代まで時期を広げてお話しすべきだと考えています。ちよつと欲張りですが、そのような形で近代の中における社会教育の問題というものを考えてみたいと考えております。

そのなかで、今日の話の中心になるのは、明治初期のいわゆる国民教化運動と言われるものです。特に大教宣布運動との兼ね合いです。政府が任命した宣教使や教導職の活動にも社会教育との関わりがあるというふうにも思っております。その辺がメインになると思っています。また、明治末期の神社整理と社会教育、社会教化の問題、これも大事です。社会事業との兼ね合いという点でも、私自身、神道の社会事業史を中心に研究してきましたので、そういった問題ともリンクしたお話ができればと思っています。加えて、大正期の神社と社会教育、社会活動との兼ね合いの中で、社会事業とも関わりがあるので、神社、神職の活動にも少し触れてみたいというふうに思っ

ています。併せて現代、戦後の社会教育と神社、神職との兼ね合いについても、少し数値的なものにも触れながらお話をできればと思っています。

まず、神社、神職における社会教育事業の黎明期にあたる、「三条の教則」と大教宣布運動について述べてみたいと思います。いわゆる社会教育の歴史の中では、どちらかといえば、この問題は国民教化とか通俗教化、あるいは通俗教育に属するものであり、純粹な社会教育事業とは言えないかもしれないと思われる部分もありますが、先程述べた宮原誠一先生の『社会教育の本質』という書にもある通り、社会教育の定義を考える際に、学校という教育機関によらない教育活動というふうに捉えますと、明治前期の神職や僧侶を中心になされた国民教化の活動である大教宣布運動というのは社会教育の一端に含まれるのではないかと考えています。また、この運動は、学制の発布とほぼ同時期に行われておりました。この社会教育と国民教化運動との兼ね合いについては、故人ですが、生前、奈良県の長尾神社宮司で、大阪府立大学教授にて社会教育の研究者としても著名であった吉川正通先生が藤原英男先生の編んだ『社会教育論』（ミネルヴァ書房）の第五章に教科書的な記述論なんです。『近代日本の社会教育の歩み』という論考を書かれておりまして、吉川先生は、近代的学校教育制度が組織され、それに対するものとしての社会教育が民衆の自覚によって支えられてい

く歴史的経緯こそ、社会教育の歩みを考える上での一つの視点であると述べておられます。また、吉川先生は、特に明治前期の教導職による大教宣布運動は、国民教化や社会教化の視点が強いとはいえども、こういったものを見ていくことも社会教育の研究の一端であるということでも述べておられます。私は、その意味では吉川先生の示唆をあらためて今一度考え直してみるのも、社会教育と神社・神職との近代における活動の一端を探ることになるのではないかと思っております。特に近代の初めにおいて、明治維新政府が王政復古の大号令の下、世の中が大きく変わりました。今までいわゆる形骸化していても律令制度の下にあった日本、徳川將軍家による江戸幕府というものがなくなつて新しく政府が治める中央集権の国家というものが出来る上がるという形の中で、社会が様々変わっていくという様相の下、改めて祭政一致の国家として日本という国があるんだぞということを伝えていく必要があつたのではないか。そうした中で政府の部局としては、神祇省から教部省と組織的には統括組織が変わつていきますけれども、神職や僧侶を中心として任命した教導職にその役割を委ねて一大国民教化運動という形で成したこの活動を取り上げていくつていうのは、やはり社会教育の歩みを考える上での一つの視点であるというふうにも思ふわけなんですな。

それでは、実際に神仏の教導職が何をしていたのかというこ

とですが、明治二年の三月に政府が教導取調局という神道の宣布のための部署を設けて、あらためて大教、本教とも呼ばれた神道のことも含めて、あらためて皇室を中心とした国のかたちをどういうふうに教えていくかということを考えていきます。その上で、当初は宣教使という役職を設けて、これを神祇官において官吏として任命したわけですが、社会教育活動を行つていく上においては、この宣教使だけでは、結局全国的に動ける手足がないということに気付くんですな。そこで、明治三年に「大教宣布の詔」を發して、神代からの惟神の道を教えろということでも宣教使の活動を開始したわけですが、全然目的が達成できない。結果、明治五年に神祇省を廢止して教部省を置いて、三条の教則（あるいは三条の教憲）を示して、教導職という役職を新たに設けて全国の神職や僧侶を中心に任命し、国民教化を神職、僧侶を中心委ねるといふ形になっていくということですね。

組織的な活動の流れとしては、まず、明治六年に中央に大教院を設置します。当初、千代田区の紀尾井町に設置されたわけですが、これが後に芝の増上寺のほうに移転します。そして、大教院のもとに各府県に中教院、中教院の下に各地に小教院が設けられます。府県レベル、実際は旧藩のレベルですけれども中教院については、例えば島根県ですと、出雲と石見、もともと二つの国に分かれていましたから、島根県では石見地

域にも中教院が置かれます。中教院のもとに全国各地の神社や寺院に小教院が置かれますが、この小教院については、現在でも例えば埼玉県の秩父に鎮座する三峯神社には、小教院として使われた建物そのものが残っています。今でも神社でそういった小教院レベルの建物が残存している所も実際にあります。また、教導職は一四級にわかれていて、大教正や中教正など六級の管長をはじめとして、神官、僧侶の有力者が任命されています。大教院が設置されたことについては、実は神仏分離で非常に苦境に立たされていた仏教僧側からの発意の側面もあって、神道的な教化の側面ばかりがこの教導職の活動には注目されがちで、国民教化、大教宣布というところで神道の復興みたいな形で言われがちなんですけれども、一方で神道、仏教、漢学、洋学を含めて学問の講習機関という形でも大教院を使っていこうという仏教僧側の意向、活動ということも実際、大教院ができていくという過程の中にあるわけで、そういった側面についても今後再考していく余地があるのではないかと思えます。しかし、まだまだ研究としては、十分に尽くされていないレベルかと思えます。

次に三条の教則については、本日参会の皆様の中にはご存じの方もたくさんいらっしゃると思いますが、あらためて申し上げておきたいと思えます。

三条の教則とは、「一、敬神愛国の旨を体すべきこと。一、天人人道を明らかにすべきこと。一、皇上を奉戴し、朝旨を遵守せしむべきこと。」という三カ条です。当時の民衆には、この三カ条とはいえども不徹底だということ、後々に説教の指導要領と、より高級な説教の指導要領というのが作成されることとなります。その指導要領と解説書、講義案など、実際にこの三条の教則に関わる出版物がたくさん発行されています。大教院では『神教綱領』『大教宣布詔書宣命解』などが発行されました。また、神宮教院と呼ばれる中教院的な施設が伊勢神宮の傍に付属の施設として設置されるわけですが、神宮教院でも多くの三条の教則にかかわる解説書が出版されます。例えば神宮少宮司の浦田長民は、『大道本義』を記しますが、それ以外にも矢野玄道の『三条大意』、渡辺重石丸の『固本策』などが作成されました。また、神宮教会といわれる神宮教院の下部組織になる神宮教会では、三条の教則に関わる説教講義をたくさん開いていきますが、三条の教則に関わる内容を五カ条にした『神誠』といわれるものを用います。三条教則の注釈書や三条の教則をより分かりやすく説いたものがこの『神誠』なんですけれども、その注釈書である『神宮教院 神誠註釋』といったものが作成されて、説教活動に資するものとして作成されていました。スライドのほうに挙げておきましたけれども、三条の教則に関してのいろんな説教本といえますか種本といいま



すか、今でいうと学校の先生の教科書の指導書にあたるものになりまされども、演義本と呼ばれるものですね、これがたくさん発行されます。私も所蔵しているものだけでも十数種は持っていますけれども、かなり多く作成されていますし、明治一〇年代以降も出されていきますので、かなりのものが神道、仏教側で出されたのではないかと思えます。この点については明治聖徳記念学会において三条の教則の演義書集成が発行されていますので、詳しくはそちらのほうに譲りたいと思えますが、多くの演義書が出されています。

続きまして、先程取り上げました神宮教会の『神誠』についてです。神宮教会では、三条の教則に関連して、わずか五つの条目「天津御祖を敬うべし、皇国の御恩を念ふべし、人たる道を守るべし、家業を勤しみ勉むべし、悪き行ひなかるべし」という五箇条です。この五つの条目をどのように教えていくかということ、『神誠註釈』と題した注釈本が出版されることとなります。また、スライドには実際の神社の神職に発令された神官教導職の辞令の一部をお示ししました。また、教導職の制度がなくなった後も教派神道の各派においては制度上、使われていたもので、併せて明治二一年の神宮教から出された訓導といわれる、下から二番目のものになりますけれどもその辞令についてもお示ししておきました。こういった辞令が現在でも残っております。

次にこの国民教化の担い手である神官あるいは僧侶の教導職は、当時どれぐらいいたのかということですが、実際の国民教化とか社会教化と呼ばれるものに従事した神官や僧侶は、例えば明治七年には神官が四二〇四名、僧侶が三〇四三名任命されていたという記録があります。教導職の七級以下は各宗派の管長が任命したので、教導職を兼務しなかったら神官（神職）や寺院の住職になり得ないというような風潮で教導職が増加していきますし、その一部は、教部省の『官員録』に掲載されています。官員録に掲載されたのは上の教正級の人々ばかりで、すべての教導職ではありませんが、神官僧侶あわせても一万人に満たない数です。つまり、膨大な人数で教化運動にあたったというわけではありません。現在、例えば神社の神職は二万人ほどですが、明治初期の神職数は大体一万二、三〇〇〇人と言われていますが、それから比べると任命された教導職の数としては実際の神職数の三分の一ぐらいということになるかもしれませんが、また、僧侶も多く教導職に任命されていますが、神職に次いで多かったということになります。

また、その教導職の講話についてもお話ししておかなければなりません。明治六年二月ですが、神職や僧侶だけでなく、布教したいという者がいれば各地方官から推挙して、所定の試験を経て合格者を教導職に任命することになりました。しかしながら、神職は話術に長けておらず、一方で説教・説法

の得意な僧侶は神道の話ができない。それゆえ三条の教則もそつちのけで仏教の説法に熱を上げてしまうという有り様でした。それゆえ、実際に話術に長けている石門心学の心学者や、落語家、講談師、歌舞伎役者まで動員することになったのです。さきほど述べた『神誠註釈』のような神官教導職のために説教書が作成された一方で、実際の説教活動については、なかなかうまくいかなかったし、実態としては粗雑で教部省の思惑とはまったく異なるという形になっていたのです。実際に教導職がどこまで国民教化ができていたのかといえますと、期待されるほどできていませんでした。どういふことかといえますと、明治五年一月に教導職に対して「説教方につき訓諭」といふ教部省の布達が出されています。つまり三条の教則を使つてもつとしっかり国民教化をしなさいといふことで命じたわけなんです。実際には説教活動はうまくいかなかったんですね。

この訓諭に基づくと、神官は説教が未熟で、とにかく説教書の下案ばかりを読んで話そうとする、あるいは説教書の下案すらきちんと読めないという。つまり説教書には漢文が多く、なかなかうまく読めないで説教の体裁に至らないという者もいたり、あるいは僧侶においては大教、本教に関する説教をわずかに話した後は、先程申し上げたように仏教の説法に身を入れて話すというので、三条の教則を説教するまでに至らないという、説教よりも仏の教えを説く、説法に力を入れるという

有り様でした。実際にはそういう教導職も多かったということなんです。これは別に教部省の訓諭だけに書かれていた訳ではなくて、明治の文化史や明治事物起原を著した石井研堂が指摘しており、教部省が金科玉条として宣布した三条の教則を教導職をして講義説教せしめたが、その教導職が『古事記』の一部を読んだこともなく、わずかに説教の玉手箱的な、先ほど述べたような説教書を使って種本的に話すのだが、高天原については、お茶を濁したような話しかできないので、これじゃ真面目に聞いてありがたがる者がないといふことで、ついには教導職のほうで何月何日説教といふ看板を出しても聴聞に出る者なく、わずかに二、三年で廃れてしまったと述べています。

石井研堂が述べたほどではないにしても、東京だと例えば、神宮司庁東京出張所が設置をされて東京府内に神宮教会がたくさん設立され、積極的に説教活動がなされたという歴史があります。例えば、明治六年の七月から一二月では神宮教院による巡回説教会というのが行われていて、東京市中にて多いときは一日九〇〇〇人余りが三条の教則の説教を聞いています。少ないときでも数百から二〇〇〇人程度の聴衆が動員されているという記録があります。なぜこんなに人が来たんだということなんです。実は府内各地の神宮教会で巡回の際に、神宮司庁の東京出張所の神殿の神鏡を借りてきて、「伊勢神宮の神殿の神鏡が来るぞ、御神体が来るぞ」なんていうことを喧伝して説教

活動に利用していたということもあつたりして、一日に何カ所もいろんなところを巡回して説教に回るものですから、そのたびに神宮司庁東京出張所に申請書を出して東京府から許可をもらつて、神鏡を借りて説教活動に利用していたからなんです。神宮司庁の東京出張所は当初、麹町に設置され、その後紀尾井町から有楽町へ移転して神殿を設けて、これが東京皇大神宮遙拝所となつて神道事務局の神殿が併置されることになつて、現在の東京大神宮の前身となる日比谷大神宮として知られていくということになります。

教導職自体は、大教院が解散したことを機に全国的な一大国民運動というものも終わりを迎えます。これについては、いわゆる「神社非宗教説」あるいは「神道非宗教説」と呼ばれるものとの兼ね合いもありますし、その説に大きく関与する島地黙雷ら浄土真宗本願寺派の活動といったものを捉えてお話ししてお話ということ、島地黙雷の話をしてしまいますと時間もまったくなくなつてしまいますので、その点については時間の関係で省略をいたします。いずれにせよ、明治一五年には神官教導職の兼補が廃止をされ、神官の葬儀への関与を禁止するということ、神職が国民教化の第一線から去っていくこととなりました。府県社以下の神職に関しては明治一七年に廃止をされていきますので、伊勢の神宮においてもそうですが、神官神職

に関しては教導職制度がなくなつたのです。住職についても各管長に委任されていくということで、明治初期のわずか一〇年ほどでありましたけれども、以後は神官神職は国家、公共の祭祀のみに携わり、鳥居の内で神祭りをして国民に道徳を講じてれば良いという方向性に変わっていきますし、社会教育っていう観点から考えれば、このことが本当に良かったのか、悪かったのかという問題にもなるうかと思ひます。その後、神職は各県で神職会などを設立するとともに神職自らの待遇改善の問題、あるいは明治初期に設けられていた神祇官を復興する運動へと活動が変化していくことになるということになります。

続いてですが、残りの時間もあまりございませんので少し駆け足でお話ししていきたいと思ひます。明治三九年から大正六年までにかけて、内務省の行政政策によつて約七万社の神社が突然、整理統合されることとなり、多くの小合併もしくは、移転、廃祀となります。いわゆる内務省神社局による神社整理施策と呼ばれる行政施策が行われたわけですけれども、これは日露戦争後の地方の疲弊をなんとかしたいという政府の地方改良運動と連動するものでした。この施策のなかで考えられた思想の一つに神社中心説、神社中心主義というふうと呼ばれるものがあり、当時の『全国神職会会報』であるとか『神社協会展誌』と呼ばれる内務省の外郭団体の機関誌にも登場してくる言葉です。この「神社中心説」を説明したものには次のようなも

のがあります。神社はいかにして社会を指導するかということ、小学校の教員と比較をして、国家の宗祀たる神社に奉仕せられる神職諸君は、少なくとも小学校の教員諸君と同じように国民の指導者とならなさいと。民心の統一を図って社会風致の指導の任に当たりなさいと。それから偉人の崇敬ということ。これらの言葉は当時、内務省の神社局長を務めていた井上友一という内務官僚の論ですが、歴史によって訓育することとは最も必要だと。歴史は人心を作興し人物をつくる。歴史の事実を回想することは、その事業の苦心を知ることでもあり、そうした苦心を知ることで大なる教えを受けるのだと。歴史と民育と密接な関係があると。そして神社にまつわる祭神の歴史を中心として民育の資に供すべきこと、これが非常に大事だと言っております。当時、地方自治との兼ね合い、あるいは地方改良運動との兼ね合いでどのように神社とか宗教家を利用すべきかということで、先ほど田所先生のお話にもあったような、上からどう社会教育や地方自治を考えていたかということ、実は共同心、公共心、至誠という考え方のなかで、学校教育あるいは篤志家、宗教家、自治を担う市町村長、こういった者が相まって教育を行うべきだという考え方を持っていました。これは「町村自治の四角同盟」と称するもので、この考え方を示したのは、内務省の嘱託を務め、先に登場した井上友一とも懇意であった留岡幸助という有名な社会事業家です。当時、留岡

は内務省の嘱託でありましたので、このような価値観の下あるいは考え方の下に社会教育や社会事業を進めるべきだという観点を示したのです。その中心となるもの一つとして神職の存在も考えていて、学校長とか村長とか篤志家なんかと同じように頑張ってほしいと述べています。また、神社整理施策との兼ね合いでいえば、神官教導職の廃止以後、特に国家・公共の祭祀と国民道徳のみにしか社会的役割を見いだすことのできなかつた神職が、地方自治との関連の下で社会教育や社会教化、社会事業活動への取り組みを行うという動きが行える素地ができたのではないかともいえるわけです。その後、大正期に入ると、社会事業、社会教化等にもっと神職が関わるべきだという風潮も見られるようになりました。そういった中で特に神社にさまざまな施設を設けて、諸行事を通じて社会教化、社会教育を図ろうという動きが起きてきます。社会事業、社会活動をもっと神社や神職がやらなければいけない、もっと神職が行わなければいけないという風潮が各府県の神職会の中にも出てきます。

この風潮は、特に関東大震災の前後ですけれども、例えば、東京市が神社の社会教化施設、社会事業の調査を行うおうとして東京府の神職会と採めることにも象徴されます。特に、公園地と境内地との関係で神社の行うべき活動というものが東京市と府の神職会との間で議論となったのです。実際にはこの当時、



全国神職会や内務省の外郭団体であった神社協会などで神社のなすべき社会事業のことが特に議論されていきますけれども、例えば神社に武徳殿を建てるとか、武道の興隆をしなさいとか、体育大会に神社から優勝旗を渡すとか、苦学の学生に奨学金を出すとか、さまざまな形で社会教化とか社会事業に寄与しなさいということが議論され活動に移されていきます。こういった神社にかかる社会教育問題について、戦前期に一番極みとなったものが明治神宮の創建であり、明治神宮の外苑の創建です。とくに明治神宮の外苑の諸施設は、伊勢神宮の徴古館や農業館のような博物館とともに、神社の文教施設の極みとなっしていきます。神宮の外苑には明治聖徳記念美術館とか神宮競技場、それから水泳場、相撲場、野球場が設けられ、内苑には宝物館も建設されていくということで、外苑内の創建は民間の篤志と勤労奉仕によって行われていますし、そもそも外苑の土木事業は社会教育とも縁の深い青年団の勤労奉仕によるものです。

その後、昭和に入ると、学校教育と郷土教育との兼ね合いの中で社会教育を考えるべきだという、鈴木四郎の『神社と郷土教育』という本も出されていきます。神社を含めた郷土教育の重要性ということで学習指導案なんかも出されるに至り、児童への教育案とか教材研究なんかも検討されるようになっていきます。

戦後の神社と社会教育ということでは、特に神道教化活動の分野の中から社会教育との兼ね合いがあります。先ほど田所先生がお話しされた公民館活動にもさまざまな活動が取り上げられていましたが、神社に関しても昭和三四年に書かれた『神道教化概説』といわれる、いわゆる神職さんの養成にかかわる学科目の一つとなっている教科書の中に社会教育にかかわる事業が多く書かれています。社会教化として今考えられているものが沢山箇条書きで掲げられていますし、なかには郷土教育、民俗教育と関連するようなものがあります。また、先ほど田所先生が紹介していた公民館活動のなかに映画会の映像がありましたけれども、全国の神社では、平成一〇年ぐらいまでは、神社本庁が、全国の神社において一六ミリフィルムの映写機を用いて神社の会館等で映画の映写会をやった数なども全国調査されていました。

また、社会教育における神社、神職の活動余地ということでは、例えば、実際に教育委員とか社会教育委員、公民館長、公民館主事とか社会教育主事を務める神職の存在、あるいはいわゆる私設の公民館にあたるものといえるかどうかという問題もありますが、神社の境内や社務所などを活用して設置されている自治公民館があります。それから実際に古典講読や郷土史の講話、和歌とか短歌の指導、華道、茶道、香道、書道の教授などを開催したり、武道館などを設けて、空手や剣道などを行って

いる神社もあります。あるいは林間学校等の体験学習、市町村史、神社史、民俗史などの編纂にも関わりがあるような神社もあります。

実際に毎年行っている神社本庁の全国統計では、社会教育事業に関わりのある神社活動なども含めて、全国の神社活動の統計調査がなされています。この中には以前には調査していたが、現在は調査されなくなったような項目もあって、先ほど述べた一六ミリフィルムを使った映写会などが挙げられます。実は、神社本庁には一六ミリフィルムが沢山保管されていますが、平成一〇年頃までは、全国の神社に対して貸借をして、映写機をうまく使えない場合は職員を派遣していたこともありました。そのため、職員は一六ミリフィルムの映写機の取り扱いの資格を取得しなければならないということもありましたが、一六ミリフィルムに限らず、いろんな社会教育活動がまだまだ神社ではなされているということを示す話の一つです。

本日は駆け足でしたが、近代の初めから戦後の神社の社会教育活動まで、あくまで活動の一端ですが、お話を致しました。このお話が、どこまで今日のシンポジウムのお話の中に関わっているのかなというところで、ちょっと不安な面もありますが、このあたりで私のお話を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。